

魚沼市
循環型社会形成推進地域計画
策定業務委託

仕 様 書

魚 沼 市

第 1 章 総 則

本業務委託は、魚沼市委託契約条項(令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。)及び本仕様書に従い実施するものとする。

なお、受注者は委託契約条項及び本仕様書に定めのないものについても、本業務遂行上必要と思われる事項については、魚沼市(以下「発注者」という。)と協議のうえ、これを行うものとする。

1 業務目的

発注者は、新ごみ処理施設の建設を推進するにあたり、「循環型社会形成推進交付金制度」(以下「交付金制度」という。)の活用を計画している。

この交付金制度は、廃棄物の 3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、3R に関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としており、交付金制度を利用するにあたっては、「循環型社会形成推進地域計画」(以下「地域計画」という。)の作成が必要となっている。

よって、本業務は「循環型社会形成推進交付金交付要綱」に基づき、交付金を受けるために必要な地域計画を策定することを目的とする。

2 業務概要

委託番号：5 新整第 1 号

業 務 名：魚沼市循環型社会形成推進地域計画策定業務委託

履行期限：令和 6 年 3 月 31 日まで

履行場所：魚沼市 中島 地内

3 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令等及び関係通知等で示された本業務に関係する事項を十分に検討し、遵守しなければならない。

4 必要な技術者の配置

- 1) 受注者は本業務の遂行にあたり管理技術者を定め、管理技術者は業務全般にわたる技術管理を行うものとする。
- 2) 管理技術者は廃棄物関係を専門科目とする技術士(衛生工学部門)又は技術士補(衛生工学部門)の資格を有し、ごみ処理施設等の施設整備について十分な知識と類似業務の実績を有するものとする。

5 照査の実施

受注者は、業務の実施にあたり照査を適切に実施しなければならない。

6 打合せ等

業務等を適切かつ円滑に実施するため、受注者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その態様についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

受注者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

7 提出書類

受注者は、以下の書類を遅滞なく提出するものとする。

1) 業務着手時

ア 着手届

イ 管理技術者届(経歴書及び資格を証明する書類の写しを添付)

ウ 業務計画書※

エ その他必要な書類

2) 業務完了時

ア 履行届

イ 業務完了報告書

ウ その他必要な書類

※業務計画書には契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

1)業務概要 2)実施方針 3)業務工程 4)業務組織計画 5)打合せ計画

6)成果物の品質を確保する計画 7)成果物の内容、部数 8)使用する主な図書及び基準 9)連絡体制(緊急時含む) 10)その他必要事項

8 関係官公庁との協議

受注者は、関係する官公庁との協議を必要とするとき、または、協議を求められた場合には、誠意を持ってこれにあたるものとする。

9 資料の貸与及び返却

本業務を遂行する上で必要な関係資料等の収集は、原則的に受注者が行うものとするが、発注者が保有しているもののうち、貸出しが可能な資料・記録等については貸与する。なお、貸与された関係資料等については業務の完了時に速やかに返還しなければならない。

10 成果物の提出

受注者は、業務完了後速やかに完了届を提出し、発注者の検査を受けなければならない。業務の検査に合格後、本仕様書に指定された成果物を納品し、発注者の検査員の検査合格をもって業務の完了とする。

なお、成果物は下記のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| 1) 魚沼市循環型社会形成推進地域計画(A4版) | 3部 |
| 2) 打合せ記録簿 | 1部 |
| 3) 成果物電子データ | 1部 |

11 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において委託契約の変更を行うものとする。

- 1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- 2) 履行期間の変更を行う場合
- 3) 監督員と受注者が協議し、必要があると認められる場合

12 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし、受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

13 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果(業務処理過程にて得られた記録等を含む)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

14 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

第2章 業務内容

地域計画の策定にあたっては、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」を参考にすること。なお、地域計画は、循環型社会形成推進協議会での意見が反映されたものとする。

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

1) 対象地域

対象となる地域(対象都道府県市町村名、一般廃棄物処理対象区域の面積および人口)を設定し、計画地域の施設の位置等、計画に必要な情報を示した地図を資料に添付すること。

2) 計画期間

令和6年度から令和7年度まで

※現在の地域計画の計画期間は、平成31年度から令和7年度までとなっており、一般廃棄物処理計画をもって代え提出されている。今回計画期間はそのままとし、「変更計画」として新たに策定するものである。

3) 基本的な方向

3Rの推進に関する計画の目標、対象地域の目指す姿などについて、地域の廃棄物の発生、排出特性やこれまでの廃棄物施策の推移、産業動向など、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向等を考慮しつつ、簡潔に記載すること。

4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

都道府県により策定された広域化・集約化計画に基づく検討状況と検討結果より、ごみ処理の広域化・集約化の達成年度などの具体的な目標、地域計画上の施設整備の広域化・集約化における位置づけ、地域の特性等による広域化・集約化が困難な理由等を具体的に記載すること。

なお、人口又は面積の要件に該当するかどうかにかかわらず記載すること。

5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)第33条第2項第1号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方(以下、「プラスチック資源」という。)の分別収集と再商品化について記載すること。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

1) 一般廃棄物等の処理の現状

過去5年以上の排出量、再生利用量、エネルギー回収量、中間処理による減量化量及び最終処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で図示すること。

生活系の回収ごみ以外にも、必要に応じて、事業系ごみ、し尿処理汚泥等や発注者が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物(あわせ産廃)の処理・処分実績を示すこと。

2) 生活排水の処理の現状

過去5年以上の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で図示すること。

3) 一般廃棄物等の処理の目標

計画目標を設定する年度については、原則として、計画に基づく施策の効果が現れる計画終了の翌年度(令和8年度)とすること。

循環型社会の実現を目指し、目標年次における排出量、再生利用量、エネルギー回収量、最終処分量その他地域で必要とする目標量を定めること。

排出量については、計画期間内に人口や事業所数の変化が想定されることから、事業系であれば1事業所あたりの、生活系であれば住民1人あたりの原単位を記載するとともに、目標値には現状と比較した増減の割合を併記すること。

再生利用量及び最終処分量については、排出量合計に対する割合を併記すること。ただし、総資源化量については、集団回収量も含めた総排出量に対する割合を併記すること。

参考として計画開始前5年程度から目標年次までの各年度の人口、事業所数、事業系・生活系総排出量、1事業所あたり・1人あたりの排出量、総資源化量、エネルギー回収量、最終処分量のトレンドグラフを添付すること。

4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理関係についても、地域計画の記載例を参考に目標を設定し、記載すること。

3 施策の内容

1) 発生抑制、再使用の促進

ここでは、処理対象となるごみそのものの発生を抑制するため、発注者が実施する発生抑制、再使用の施策について具体的に記載すること。

また、家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のための施策等についても記載すること。

2) 処理体制

ごみ処理の体制について、分別区分、収集運搬・処理方法等、各種リサイクル法への対応、あわせ産廃の受入対応等に関する事項を具体的に記載すること。なお、ここでは、現状の処理体制と今後の処理体制の両方について記述し、記述内容は次のとおりとすること。

- ① 生活系ごみの分別区分、処理方法、処理施設、処理量等の現状と今後
- ② 事業系ごみの分別区分、処理方法、処理施設、処理量等の現状と今後
- ③ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の分別区分、処理方法、処理施設、処理量等の現状と今後
- ④ 生活排水処理の現状と今後

3) 処理施設等の整備

地域計画は、地域の循環型社会形成のための総合的な計画であることから、

交付対象事業以外の施設の整備についても、全てを記載すること。その際、各施設について事業番号を付し、交付対象事業においては様式2にも記載すること。また、国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議での決定に基づき、交付金のうち浄化槽事業に係る「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速策」分の配分に当たっては国土強靱化地域計画の策定を要件とするとともに、国土強靱化計画に明記された事業がある場合にはその旨を記載すること。

一覧表には、事業番号、整備する施設の種類の種類、事業の名称、処理能力、設置予定地、事業期間を記載すること。また、施設整備の理由について、既存施設の老朽化、広域処理による施設の集約化および効率化、3Rの推進、環境保全、コスト削減などの観点から簡潔に記述すること。

国土強靱化地域計画に明記された事業がある場合、その旨を記載するとともに、その該当部分を添付すること。また、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を実施するための施設整備事業に限っては、該当事業がある場合、その旨を記載するとともに、様式1の3における「プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業」の欄に○を付すこと。

4) 施設整備に関する計画支援事業

上記3)における施設整備に係る必要な調査業務等を循環型社会形成推進交付金で行う場合について記載すること。対象となる支援事業の内容は以下の項目などである。

- ① 用地、地質、地盤、地下水、埋蔵文化財等の調査および測量業務
- ② 環境アセスメント（生活環境影響調査および条例アセスを含む。）
- ③ 基本設計、発注仕様書の作成
- ④ 廃焼却炉解体前のダイオキシン類調査
- ⑤ 集約化に係る基礎調査、基本構想策定等
- ⑥ その他施設の整備に直接必要な調査

5) 災害廃棄物処理基本計画策定支援事業

災害廃棄物処理計画の策定に必要な調査等を循環型社会形成推進交付金で行う場合について記載すること。

6) その他の施策

地域の循環型社会を形成する上で必要な施策で1)から5)に該当しない施策やその他の施策について記載すること。特に、不法投棄対策や災害時の廃棄物処理に関する事項については、十分な検討を行うことが望ましい。

施策の内容については、可能な限り具体的に記述することとし、記述内容は次のとおりとすること。

- ① その他、施設整備や処理体制などに直接関係しない施策(情報収集、普及啓発、環境教育、調査、再生利用先の確保・再生製品の需要拡大などに関する事項)
- ② NPOや地域住民との協働、NPOや地域住民に対する助成などの事項
- ③ 不法投棄対策に関する事項

④ 災害時の廃棄物処理に関する事項

4 計画のフォローアップと事後評価

進捗状況の把握は、計画目標と毎年の実績を対比させ、定量的な把握ができるようにすること。また、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価および計画の見直しを行うことを明記すること。

5 地域計画の添付書類の作成

1) 地域計画

① 対象地域図

② 計画開始前過去5年程度から目標年度までの各年度ごとの人口、事業所数、事業系・生活系総排出量、1事業所あたり・1人あたりの排出量、総資源化量、エネルギー回収量、最終処分量のトレンドグラフ

③ 地域内の施設の現況と予定(位置図)(浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図を含む)

④ 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ(災害が想定されない地域を除く。)

⑤ 国土強靱化地域計画(事業が記載されている部分の抜粋)

2) 様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

3) 様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

4) その他参考資料様式1～8(対象となる施設整備及び事業に対応するものを添付すること。)

6 打合せ協議

業務の進捗状況に応じて適宜、本市と打合せ協議を行うこと。なお、打合せ協議の回数は4回を想定しているが、回数の変更があった場合でも契約変更は行わないものとする。